立　川　市

第５期障害福祉計画・
第１期障害児福祉計画

【平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度】

平成 30（2018）年3月

立川市

目　次

第１章　計画策定の基本的な考え方

１　計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　計画の内容
（１）国の基本指針に基づく記載事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）サービス等の見込量と確保の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（３）定期的な調査、分析、評価並びに必要な措置・・・・・・・・・・・・　２

５　その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項
（１）障害者等に対する虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）意思決定支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）障害者等の芸術文化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（４）障害を理由とする差別の解消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（５）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における
　　利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実・・・　３

６　障害者総合支援法の概要
（１）障害者自立支援法からの改正点・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（２）障害者総合支援法の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

７　地域共生社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

第２章　障害者の現状

１　人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

２　障害者（児）数の状況
（１）身体障害者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（２）知的障害者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（３）精神障害者（児）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
（４）精神通院医療公費負担制度受給者・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（５）難病等医療費助成制度受給者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第３章　成果目標

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・１４
３　地域生活支援拠点等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
４　福祉施設から一般就労への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
５　障害児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第４章　障害福祉サービス等の見込み量

１　訪問系サービス
（１）居宅介護（ホームヘルプ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（２）重度訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（３）同行援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（４）行動援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（５）重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

２　日中活動系サービス
（１）生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（２）自立訓練（機能訓練）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（３）自立訓練（生活訓練）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（４）就労移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（５）就労継続支援Ａ型（雇用型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（６）就労継続支援Ｂ型（非雇用型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（７）就労定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
（８）療養介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（９）短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

３　居住系サービス
（１）自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（２）共同生活援助（グループホーム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（３）施設入所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

４　相談支援
（１）計画相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
（２）地域移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（３）地域定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

５　地域生活支援事業

（１）相談支援事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
（２）意思疎通支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
（３）手話通訳者養成事業（手話奉仕員養成研修事業）・・・・・・・・・・５２
（４）日常生活用具給付等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
（５）移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
（６）地域活動支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
（７）訪問入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
（８）日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
（９）更生訓練費給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
（10）自動車運転免許取得・改造助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
（11）声の広報発行事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

第５章　障害児通所支援等の見込み量

１　児童福祉法による障害児を対象としたサービス

（１）児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
（２）医療型児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
（３）放課後等デイサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
（４）保育所等訪問支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
（５）居宅訪問型児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
（６）障害児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
（７）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの
　　配置人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９

２　障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について

（１）保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
（２）認定こども園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
（３）幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
（４）放課後児童健全育成事業（学童保育）・・・・・・・・・・・・・・・・７２

第６章　計画の進行管理

１　ＰＤＣＡサイクルによる評価と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・７３
２　計画におけるＰＤＣＡサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
３　活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
４　ＰＤＣＡサイクルのイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４
　　参考資料　ＰＤＣＡサイクル評価・改善管理シート・・・・・・・・・・７５

資料編

立川市第４期障害福祉計画の目標値に対する実績・・・・・・・・・・・・７６
市内の０～１４歳児の人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
市内特別支援学級等の児童・生徒の在籍状況・・・・・・・・・・・・・・・７８
特別支援学校等の生徒数・進路先状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画策定に向けた会議等の経過・８０

第１章　計画策定の基本的な考え方

１　計画策定の背景と趣旨

平成 18(2006)年に国連総会において、障害者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、「障害者の権利に関する条約」が採択されました。我が国においては、平成 19(2007)年には条約へ署名し、条約締結に向けた国内法令の整備が進められ、平成 26(2014）年に条約を締結し発効しました。

一方、国内においては、平成 18(2006)年に障害者自立支援法が施行され、サービス体系の再編や一元化が進み、利用者負担や障害者の範囲等の見直しによる改正を経て、平成 25(2013)年４月より「障害者総合支援法」（正式には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。）が施行されました。またこの間、障害者虐待防止法、障害者基本法改正法、障害者雇用促進法改正法等の成立により国内法の整備が進められました。

本市においては、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画を３年ごとに策定しており、平成 27(2015)年度に策定した「立川市第４期障害福祉計画」が平成 29(2017)年度で計画期間の終了を迎えるため、平成 30(2018)年度を始期とする「立川市第５期障害福祉計画」を策定しました。

２　計画の位置付け

本市では平成 27(2015)年度に、障害者基本法第 11 条第３項に規定する「市町村障害者計画」として、障害福祉施策全般の理念と方向性などを定めた「立川市第５次障害者計画（平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度)」を策定しています。

今回策定した「立川市第５期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第１項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28(2016)年５月 25 日成立、平成 30(2018)年４月１日施行）により、児童福祉法第 33 条の 20 第１項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体のものとして策定しています。

本計画は、国の基本指針（平成 18(2006)年厚生労働省告示第 395 号　最終改正平成 29(2017)年厚生労働省告示第 116 号）に則り、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するために、種類ごとの必要な見込み量やその確保のための方策を定める実施計画となります。

本計画の基本理念は、「立川市第５次障害者計画」の理念（障害のある人もない人も、共に生きる社会～地域の一員として自分らしく心豊かに暮らせる社会の実現～）を継承しており、その基本方針や重点課題を踏まえるとともに、「東京都障害福祉計画・障害児福祉計画」との整合を図っています。

また、本計画は、市政運営の基本方針となる「立川市第４次長期総合計画前期基本

計画」を上位計画とし、その「福祉・保健」分野における個別計画として位置付けられ、関連する他の個別計画等との連携を図っています。

３　計画期間

本計画は、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの３年間を計画期間とします。

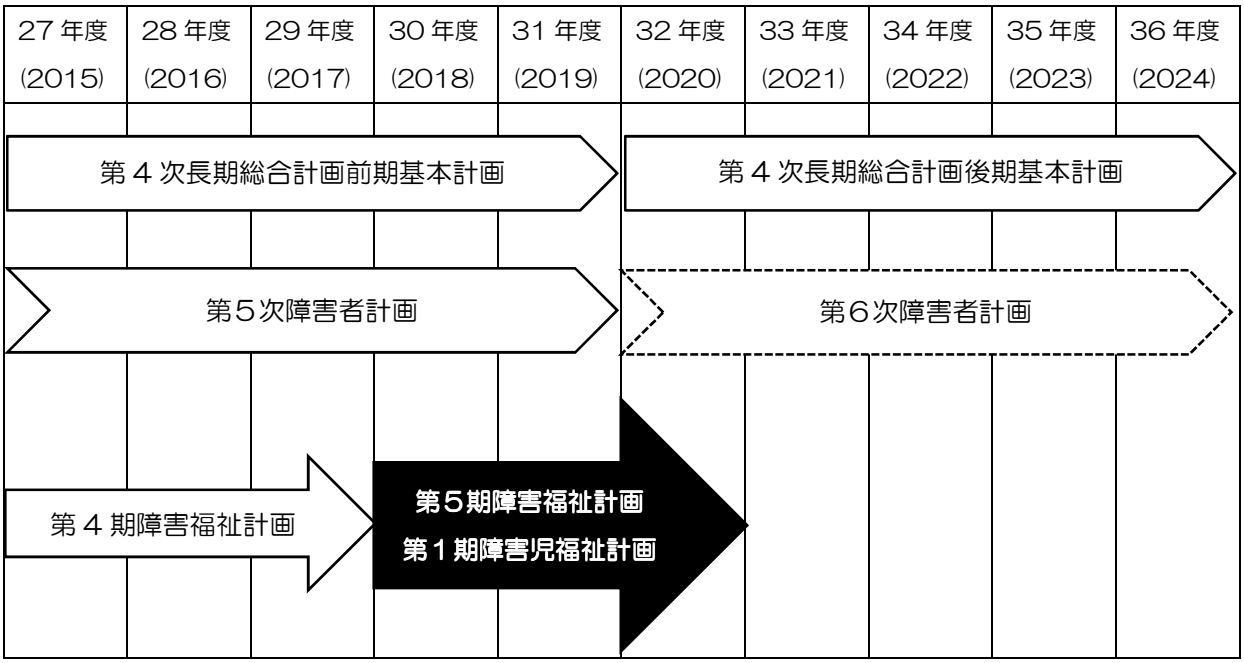

４　計画の内容

（１）国の基本指針に基づく記載事項

障害福祉計画では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」と、その成果目標を達成するために必要な指標である「活動指標」を定めます。また、上記の記載に当たっては、数値目標、必要なサービス量及び確保のための方策を定めます。

（２）サービス等の見込量と確保の方策

本計画の対象期間である平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量と、その見込量を確保するための方策を定めます。

また、地域生活支援事業等の実施についても、同様に見込量等を定めます。

（３）定期的な調査、分析、評価並びに必要な措置

成果目標及び活動指標について、少なくとも年１回は実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、中間評価としてＰＤＣＡサイクル（第６章 計画の進行管理参照）を活用して分析・評価し、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。

５　その他障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

（１）障害者等に対する虐待の防止

市に障害者虐待防止センターを設置し、通報や届け出を受理しています。

立川市社会福祉協議会においても同センターを設置しており、24 時間 365 日を通じて受付できる体制をとっています。

通報の内容に応じて緊急性を判断し、養護者による虐待で緊急性が高い場合は、安否確認の立入調査や一時保護を行います。

また、相談支援専門員やサービス管理責任者等と連携し、虐待事案の未然防止や早期発見・通報に努めています。

（２）意思決定支援の促進

自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定支援を行い、障害福祉サービス等を適切に利用することができるようにするとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備していきます。また、成年後見制度の適切な利用を促進します。

（３）障害者等の芸術文化活動

障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と連携・協力し、障害者週間の催しを実施します。

（４）障害を理由とする差別の解消の推進

障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きるまちをつくるため、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を策定し、差別の解消に取り組んでいきます。

（５）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

日頃から地域に開かれた施設を目指して地域や関係機関との関係性を構築し、利用者の安全確保を図るとともに、発災時における安全確保にもつながるよう支援していきます。

６　障害者総合支援法の概要

（１）障害者自立支援法からの改正点

「障害者自立支援法」から改正され、平成 25(2013)年４月１日（一部のものについては、平成 26(2014)年４月１日）より施行された障害者総合支援法の概要は次のとおりとなります。

① 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられたこと。

② 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加えること。

③ 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めること、及び障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行うこと。

④ 障害者に対する支援

１）重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者も対象となった。）

２）共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

３）地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）

４）地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

⑤ サービス基盤の計画的整備

１）障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

２）基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

３）市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

４）自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

（２）障害者総合支援法の改正

「障害者総合支援法」の附則では、施行後３年を目途に障害福祉サービスの在り方について検討し、見直しを行うこととされており、一部を改正する法律が平成28(2016)年６月３日に公布され、平成30(2018)年４月１日に施行されます。（一部のものについては、平成28(2016)年６月３日より施行）

法の一部改正の概要は以下のとおりです。

① 障害者の望む地域生活の支援

１）「自立生活援助」の創設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象とし、定期的な居宅訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等の支援を行う。

２）「就労定着支援」の創設

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。

３）重度訪問介護の訪問先の拡大

入院中の医療機関においても、利用者の状態等を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者へ伝達する等の一定の支援を可能とする。

４）高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスを利用する際に、利用者負担が軽減（償還）される仕組みを創設する。

② 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

１）居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する。

２）保育所等訪問支援の支援対象の拡大

対象を乳児院・児童養護施設に入所している障害児に拡大する。

３）医療的ケアを要する障害児に対する支援

地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、自治体は保健・医療・福祉等の連絡調整を行うための体制の整備に努める。（平成28(2016)年６月３日より）

４）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、自治体において障害児福祉計画を策定する。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

１）補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする。

２）障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

施設・事業者に対して、障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとするとともに、報告された内容を公表する仕組みを創設する。

７　地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、「支え手側」と「受け手側」に常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍する地域共生社会の実現が求められています。この社会を実現するために、仕組みづくりや支援体制の構築を進めていきます。

また、介護保険制度と障害福祉制度に「共生型サービス」が創設され、これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度の指定が受けやすくなることから、障害者が 65 歳以上になっても、従来から障害福祉で受けてきたサービスを継続して受けられるようにするため、国の動向を踏まえながら、適切な対応をしていきます。

第２章　障害者の現状

１　人口の推移

本市の住民基本台帳による年齢３区分別人口の推移は、下記の通りです。

５年間で総人口は約 2.2%増加していますが、年齢区分別にみると、年少人口は 60 人（約 0.3%）増加、生産年齢人口は 778 人（約 0.7%）減少しており、老年人口は 4,683 人（約 12.1%）と大きく増加しています。

各年　４月１日現在

年齢区分	平成 25 年（2013）	平成 26 年（2014）	平成 27 年（2015）	平成 28 年（2016）	平成 29 年（2017）
0～14 歳	22,534 人	22,391 人	22,343 人	22,402 人	22,594 人
15～64 歳	116,864 人	115,713 人	115,237 人	115,385 人	116,086 人
65 歳以上	38,729 人	40,105 人	41,460 人	42,490 人	43,412 人
合計	178,127 人	178,209 人	179,040 人	180,277 人	182,092 人

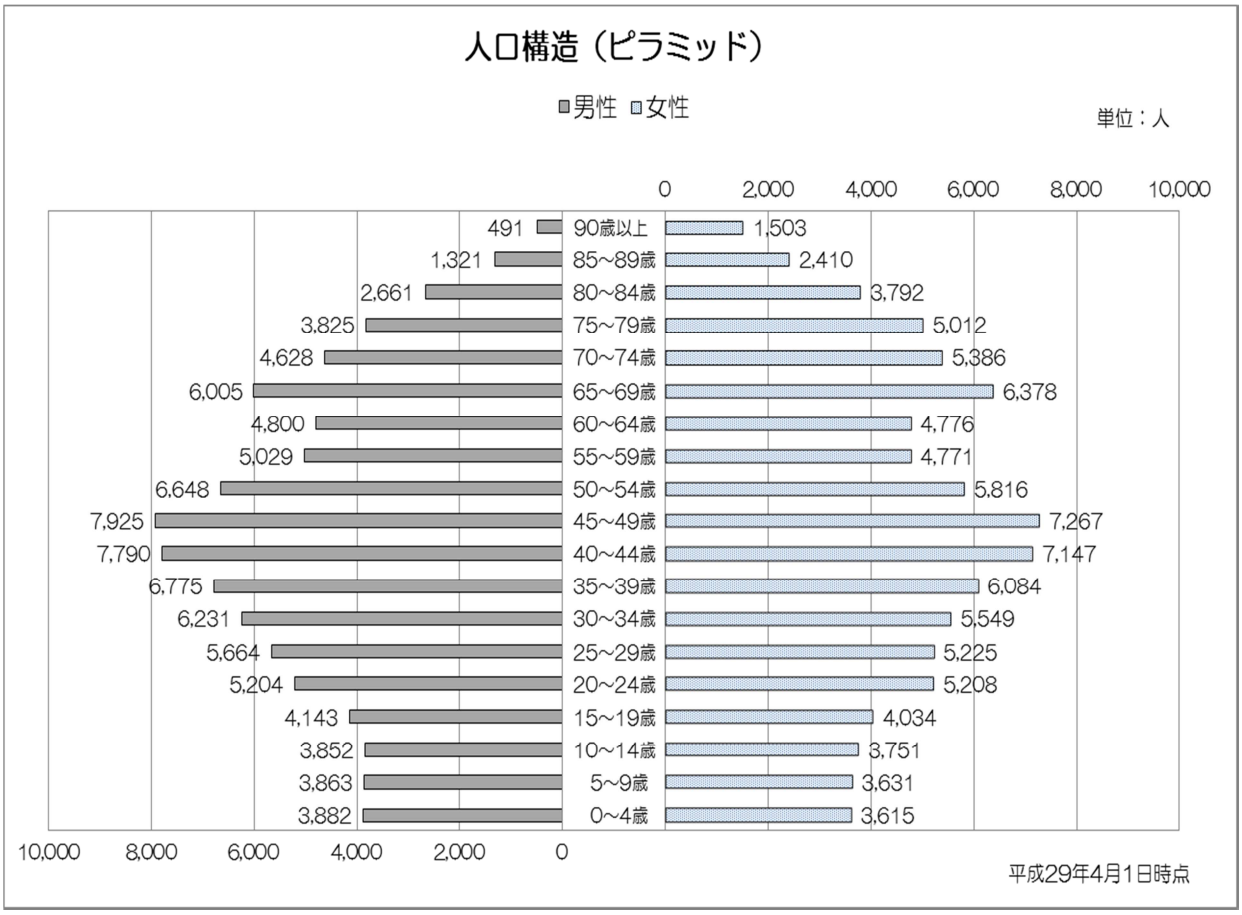

２　障害者（児）数の状況

（１）身体障害者（児）

① 障害等級別推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成29(2017)年３月31日現在5,299人で、全人口の約2.9%です。手帳所持者全体の人数は、平成27(2015)年３月31日時点と比べほぼ横ばいですが、１級（18歳以上）の増加がみられます。また、１級及び２級の割合が約51.4%で全体の半数以上となっています。

各年度末

障害等級	年齢区分	平成26年度（2014）	平成27年度（2015）	平成28年度（2016）
１級	18歳未満	62人	63人	61人
	18歳以上	1,781人	1,807人	1,840人
	計	1,843人	1,870人	1,901人
２級	18歳未満	36人	32人	27人
	18歳以上	803人	799人	797人
	計	839人	831人	824人
３級	18歳未満	30人	29人	32人
	18歳以上	856人	820人	789人
	計	886人	849人	821人
４級	18歳未満	7人	9人	10人
	18歳以上	1,203人	1,204人	1,211人
	計	1,210人	1,213人	1,221人
５級	18歳未満	3人	1人	3人
	18歳以上	245人	240人	237人
	計	248人	241人	240人
６級	18歳未満	12人	13人	11人
	18歳以上	258人	266人	281人
	計	270人	279人	292人
合計	18歳未満	150人	147人	144人
	18歳以上	5,146人	5,136人	5,155人
	計	5,296人	5,283人	5,299人

② 障害区分別推移

手帳所持者全体のうち約 50.5%が肢体不自由の方、約 32.3%が内部障害の方で、併せて８割以上となっています。

各年度末

障害等級	年齢区分	平成 26 年度（2014）	平成 27 年度（2015）	平成 28 年度（2016）
視覚障害	18 歳未満	4 人	4 人	3 人
	18 歳以上	299 人	295 人	297 人
	計	303 人	299 人	300 人
聴覚・平行機能障害	18 歳未満	32 人	31 人	32 人
	18 歳以上	500 人	508 人	516 人
	計	532 人	539 人	548 人
音声・言語機能障害	18 歳未満	2 人	1 人	1 人
	18 歳以上	54 人	56 人	62 人
	計	56 人	57 人	63 人
肢体不自由	18 歳未満	85 人	84 人	84 人
	18 歳以上	2,643 人	2,591 人	2,590 人
	計	2,728 人	2,675 人	2,674 人
内部障害	18 歳未満	27 人	27 人	24 人
	18 歳以上	1,650 人	1,686 人	1,690 人
	計	1,677 人	1,713 人	1,714 人
合計	18 歳未満	150 人	147 人	144 人
	18 歳以上	5,146 人	5,136 人	5,155 人
	計	5,296 人	5,283 人	5,299 人

（２） 知的障害者（児）

① 障害等級別推移

愛の手帳の所持者数は、平成 29(2017)年３月 31 日現在 1,324 人で、全人口の約 0.7%です。手帳所持者全体の人数は、平成 27(2015)年３月 31 日時点と比べ 72 人（約 5.8%）増加しています。また、年齢区分別にみると、18 歳未満が 128 人（約 41.6%）と大きく増加する一方、18 歳以上は 56 人（約 6.3%）減少しています。

各年度末

障害等級	年齢区分	平成 26 年度（2014）	平成 27 年度（2015）	平成 28 年度（2016）
１度	18 歳未満	10 人	18 人	27 人
	18 歳以上	39 人	32 人	24 人
	計	49 人	50 人	51 人
２度	18 歳未満	64 人	75 人	97 人
	18 歳以上	274 人	266 人	252 人
	計	338 人	341 人	349 人
３度	18 歳未満	80 人	81 人	93 人
	18 歳以上	216 人	213 人	197 人
	計	296 人	294 人	290 人
４度	18 歳未満	154 人	200 人	219 人
	18 歳以上	415 人	409 人	415 人
	計	569 人	609 人	634 人
合計	18 歳未満	308 人	374 人	436 人
	18 歳以上	944 人	920 人	888 人
	計	1,252 人	1,294 人	1,324 人

（３） 精神障害者（児）

① 障害等級別推移

精神保健福祉手帳の所持者数は、平成 29(2017)年３月 31 日現在 1,709 人で、全人口の約 0.9%です。手帳所持者全体の人数は、平成 27(2015)年３月 31 日時点と比べ 111 人（約 6.9%）増加しており、特に２級の増加がみられます。また、２級の割合が全体の約 54.8%で半数以上となっています。

各年度末

障害等級		平成 26 年度（2014）	平成 27 年度（2015）	平成 28 年度（2016）
１級		138 人	132 人	121 人
２級		842 人	873 人	936 人
３級		618 人	660 人	652 人
合計		1,598 人	1,665 人	1,709 人
内訳	18 歳未満	30 人	34 人	29 人
	18 歳以上	1,568 人	1,631 人	1,680 人

（４） 精神通院医療公費負担制度受給者

精神通院医療公費負担制度の受給者数は、平成 29(2017)年３月 31 日現在 2,974 人で、全人口の約 1.6%です。受給者全体の人数は、平成 27(2015)年３月 31 日時点と比べ 113 人（約 3.9%）増加しています。

各年度末

区　分	平成 26 年度（2014）	平成 27 年度（2015）	平成 28 年度（2016）
受給者	2,861 人	2,899 人	2,974 人

（５）難病等医療費助成制度受給者

難病医療費助成制度の受給者数は、平成 29(2017)年３月 31 日現在 3,286 人で、全人口の約 1.8%です。受給者全体の人数は、平成 27(2015)年３月 31 日時点と比べ 157 人（約 5.0%）増加しています。

各年度末

区　分	平成 26 年度（2014）	平成 27 年度（2015）	平成 28 年度（2016）
受給者	3,129 人	3,166 人	3,286 人

第３章　成果目標

障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る国の基本指針では、障害者の地域生活への移行や就労支援、障害児支援などの課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備」について目標を設定することとしています。本市では、国の基本指針、東京都の考え方、これまでの実績などを踏まえ、以下のとおり成果目標を定めて、その達成を目指します。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行
＜福祉保健部＞

【国 基本指針】

- 平成 28(2016)年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32(2020)年度末の施設入所者数を平成 28(2016)年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

［平成 32(2020)年度の数値目標］

区　　分	人　数
平成 28 年度末時点の施設入所者数	114 人
平成 32 年度末までの地域生活移行者数の目標	８人
平成 32 年度末時点の施設入所者数	114 人

［数値目標の考え方］

① 平成 28(2016)年度末における施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

本市における、平成 28(2016)年度末時点での施設入所者数は 114 人となっています。

平成 25(2013)年度末時点の施設入所者数 110 人のうち、平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度の間で、地域生活へ移行したのは 2 人となってお

ります。

このため、平成 28(2016)年度末時点の施設入所者数 114 人のうち、平成32(2020)年度末までに１年間あたり２人、合計で８人（約 7%）が地域生活へ移行することを目標とします。

② 平成 28(2016)年度末時点と比較した施設入所者の減少数

東京都においては、平成17(2005)年10月1日現在の入所施設定員数7,344人を超えないとする第４期障害福祉計画までの目標を継続するとの考えが示されています。

本市においての平成17(2005)年10月1日時点の入所者数は、125人となっています。

施設入所の状況については、介護者の高齢化や病気等が原因で在宅生活が困難になり、施設入所支援が必要となる方が毎年増加するなど一定のニーズがあり、施設入所者を減らすことは、困難な状況となっています。

平成32(2020)年度末の施設入所者数については、平成28(2016)年度末時点と同じ114人と見込みます。

［目標達成のための方策］

この目標を達成するために、施設入所者の地域移行の可能性や意向を、認定調査や計画相談により把握したうえで支援を行っていきます。

また、在宅生活を支える取り組みを充実させることで施設入所に頼る体制を変える必要があります。親亡き後も住み慣れた地域で住み続けられるように、成年後見制度等の促進やグループホーム等の増設、日中活動の場の確保、ホームヘルパーの充実に対して支援していきます。

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
＜福祉保健部＞

【国 基本指針】
① 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
② 精神病床における１年以上長期入院患者数
③ 精神病床における早期退院率
に関する目標値を設定する。
・１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）については、推計式を用いて算出した数値を目標値として設定する。
・平成 32(2020)年度における入院後３か月時点の退院率 69%以上とする。
・平成 32(2020)年度における入院後６か月時点の退院率 84%以上とする。
・平成 32(2020)年度における入院後１年時点の退院率 90%以上とする。
（※②、③については、都道府県において目標を設定することとなっている。）

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成 32 年度末までに協議の場を設置

［目標達成のための方策］
・医療との連携
退院支援にあたっては、入院中に退院に向けた検討がされた時点で、医療機関や家族、支援関係者により市内相談支援機関（障害福祉課・生活福祉課・地域活動支援センター・多摩立川保健所）と連絡を取り合い、本人の了解の上で退院に向けた準備をしていきます。
退院支援の一貫として「都型ショートステイ事業」の利用により入院中からグループホームの居室を使った体験宿泊、また退院後は病状悪化を未然に防ぐための休息利用等、を活用し安定した地域生活の実現を図ります。

・精神障害者の生活拠点等の確保及び障害福祉サービス等の充実

退院後の地域生活の安定を図り、家族からの自立や単身生活への準備をする場合には、まず生活の拠点としての「居住の場の確保」が重要です。

そのためには、グループホームの利用が有効であり、日常生活の支援を行い地域生活への力をつけていきます。

また、長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量を勘案し、障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等の充実と地域関係機関との連携強化

相談支援機関は、障害者が自ら望む生活を送るため、また保護者や家族からの障害者支援への相談窓口として重要な役割を果たしています。

施設や病院に長期入院していた障害者が地域での生活に移行する準備等のための地域移行支援、移行後の自立し安定した生活を支援するための地域定着支援、平成 30(2018)年度より新たに創設される自立生活援助などの利用を促進していきます。地域移行した方々が病状悪化による入退院を繰り返すことが無く、安定した地域生活が送れるよう相談支援事業者、訪問看護事業者、その他のサービス事業者間で地域連携を図ります。

３　地域生活支援拠点等の整備
＜福祉保健部＞

【国 基本指針】

・地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

相談（地域移行、親元からの自立等）

体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）

緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）

専門性（人材の確保・養成、連携等）

地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

・地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成32(2020)年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

＊地域生活支援拠点：各地域内で上記の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点

＊面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに１箇所設置

［目標達成のための方策］

本市では、障害者の重度化・高齢化や親の高齢化、親亡き後を見据えての対応として、相談支援、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等の機能を集約して実施する地域生活の支援拠点について、面的な体制による整備によって機能を担う方式で、障害者施策推進委員会及び自立支援協議会等において、関係機関などの参画のもと、設置を検討していきます。

≪イメージ図≫

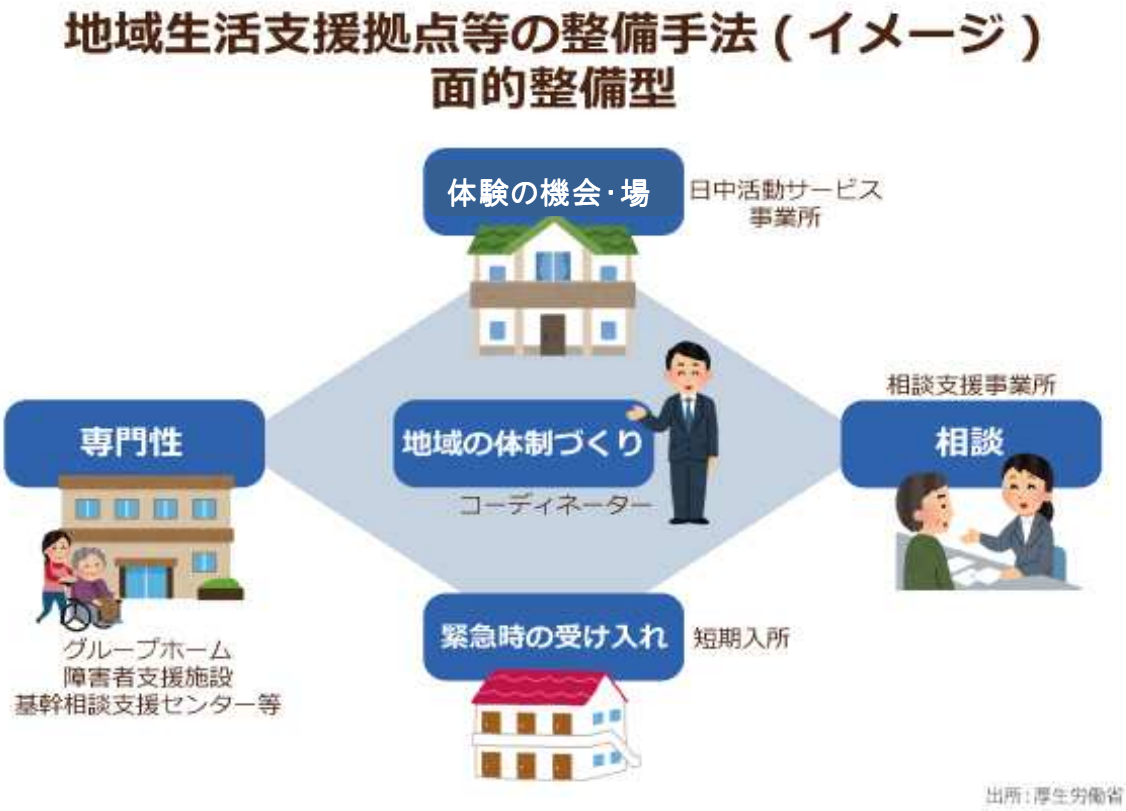

※厚生労働省ホームページより転載

４　福祉施設から一般就労への移行等
＜福祉保健部＞

【国 基本指針】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 32(2020)年度中に一般就労に移行する者を、平成 28(2016)年度の一般就労移行実績の 1.5 倍以上とする。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成 32(2016)年度末における利用者数が平成 28(2016)年度末における利用者数の２割以上増加することを目指す。
- 就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率については、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を８割以上とすることを基本とする。

① 就労移行支援事業等を通じて、平成 32(2020)年度中に一般就労する者の数

［平成 32(2020)年度の数値目標］

区　　分	人　　数
平成 28 年度中の一般就労への移行者数	41 人
平成 32 年度中の一般就労への移行者数の目標値	50 人

［数値目標の考え方］

国の指針では、福祉施設利用者の一般就労への移行を、「平成 28 (2016)年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする」こととしています。

本市では、一般就労への移行者数は、平成 26(2014)年度 32 人、平成 27(2015)年度 42 人、平成 28(2016)年度 41 人となっています。障害者雇用の機運が高まっていることや、市内での事業所開設が見込まれるため、平成 32(2020)年度中の一般就労への移行者数を 50 人とすることを目標とします。

② 就労移行支援事業の利用者数

［平成 32(2020)年度の数値目標］

区　　分	人　　数
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	52 人
平成 32 年度末の就労移行支援事業の利用者数の目標値	60 人

［数値目標の考え方］

国の基本指針では、平成32(2020)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数を平成28(2016)年度末時点から2割以上増加させることとしています。本市としては、平成28(2016)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数52人を基準とし、平成32(2020)年度末の就労移行支援事業の利用者数を、実績等を踏まえ、本市の現状に沿って60人と見込みます。

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

［平成 32(2020)年度の数値目標］

項　　目	割　合
平成 32 年度において就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所の割合	50%

※就労移行率：４月１日時点における支給決定された者の中で年度中に一般就労した者の割合（事業所毎）。

［数値目標の考え方］

本市の平成 28(2016)年度の就労移行率は、25%となっています。

国の基本指針では、就労移行率が３割以上の就労移行支援事業所数を全体の５割以上にすることとしており、目標値もこれに準拠して決定します。

④ 就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率

［平成 31(2019)、32(2020)年度の数値目標］

区　　分	割　合
平成 31 年度の就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率	80%
平成 32 年度の就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率	80%

［数値目標の考え方］

国の基本指針では、就労定着支援による支援開始１年後の職場定着率を全体の８割以上にすることとしており、目標値もこれに準拠して決定します。

［目標達成のための方策］

福祉サービス事業所と就労支援機関、ハローワークとの連携、障害福祉サービス事業所間のネットワーク作りの一層の推進を検討していきます。また就労移行支援事業所の利用者に対して、区市町村障害者就労支援事業を活用するなど、就労に向けての支援体制を構築していきます。また、平成 30(2018)年度から就労定着支援事業が開始されることと併せて、就労後の定着支援も強化・充実を図っていきます。

また障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ります。

５　障害児支援の提供体制の整備等

【国 基本指針】
- 平成 32(2020)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置。
- 平成 32(2020)年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- 平成 32(2020)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保。
- 平成 30(2019)年度末までに、各都道府県、各圏域、及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置。

①児童発達支援センターの設置　＜子ども家庭部＞

項目	目標
児童発達支援センターの設置	平成 32 年度を始期とする「立川市第２次発達支援計画」において設置に向けて検討

［目標達成のための方策］

現在、本市の運営する児童発達支援事業所（立川市ドリーム学園）と発達支援の相談部門はそれぞれ個別にあります。設備面等での課題もあり、期限内の設置は未定ですが、就学後の相談も対応できる人的配置も含め、平成 32(2020)年度を始期とする「立川市第２次発達支援計画」の中で、設置に向けた検討をしていきます。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築　＜福祉保健部＞

項目	目標
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成 32 年度末までに市内に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

［目標達成のための方策］

保育所等訪問支援は、子ども子育て施策や教育の現場へのアウトリーチ型の発達支援事業で、保護者からの依頼に基づき行われます。地域の支援ニーズを把握し、事業所の自主的な立ち上げだけでなく、立ち上げについて積極的に関与していきます。また、自立支援協議会等で保育所等訪問支援についてテーマとして取り上げ、課題の抽出などを行います。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保　＜福祉保健部＞

項目	状況
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	既に１事業所にて実施済み

［目標達成のための方策］

現在１事業所で実施しています。

項目	目標
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	平成 32 年度末までに市内に１箇所確保

［目標達成のための方策］

採算の問題もありますが、事業所が参入できる方策を検討していきます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置　＜保健医療担当部＞

項目	目標
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	平成 30 年度末までに設置

［目標達成のための方策］

医療的ケア児の支援に関わる庁内関連部署で協議し、設置に向けた検討をしていきます。

第４章　障害福祉サービス等の見込み量

国の基本指針に基づき、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの指定障害福祉サービス、指定相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な見込み量は、次のとおりとします。

１　訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

（１）居宅介護（ホームヘルプ）

サービス内容

障害者等に対し、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。

サービスは身体介護、家事援助、通院等介助（身体介護を伴う）、通院等介助（身体介護を伴わない）及び通院等乗降介助の５類型となります。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用時間］

利用者数　　単位：人／月

対象者	身体介護	家事援助	通院等介助（介護あり）	通院等介助（介護なし）	通院等乗降介助	利用者数計
障害者	65	210	16	7	0	＊240
障害児	27	6	2	0	0	＊29
計	92	216	18	7	0	＊269

＊　利用者数計は延べ人数でなく実人数を計上。

利用時間　　単位：時間／月（通院等乗降介助：回／月）

対象者	身体介護	家事援助	通院等介助（介護あり）	通院等介助（介護なし）	通院等乗降介助	利用者数計
障害者	832.0	2,435.75	108.5	32.0	0	3,408.25
障害児	381.0	170.0	5.0	0.0	0	556.0
計	1,213.0	2,605.75	113.5	32.0	0	3,964.25

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	269 人	269 人	269 人
１か月あたりの総利用時間	4,100 時間	4,100 時間	4,100 時間

［算出方法］

１か月間あたりの総利用時間：１か月間あたりの利用者見込数×平均利用時間

［見込量の考え方］

過去の実績から、利用者数・利用時間はほぼ横ばいで推移すると見込み、１人当たりの平均利用時間は 15.24 時間として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

サービス量の決定については、対象者の心身の状況、家族等介護者の状況、ニーズ等を勘案した上で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく立川市障害福祉サービス支給決定基準」に基づき、障害支援区分に応じた支給決定を行います。

サービス提供事業者は立川市内に 30 か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あり、また立川市以外の多摩地域に所在する事業者を利用する方も多く、需要に対して提供が大きく不足する状況ではありません。しかし、各事業所において介護職員の不足などの問題も顕在化し、ヘルパーの確保が課題となっています。

安定的にサービスが提供できるよう、自立支援協議会、居宅介護事業所連絡会等を中心に情報の収集・発信等の連携を取り、ヘルパー不足の問題について検討していき、障害特性を理解したヘルパーの養成を促していきます。

家族の高齢化により介護が困難となる場合や、施設や病院を退所、退院し地域で暮らす場合など、障害のある人が安心して地域で暮らすためには、居宅介護をはじめとした訪問系サービスの利用が重要となります。

難病患者等のサービス利用については、今後とも医療状況の確認を丁寧に行い、対象者やサービス提供事業者に対し、周知啓発を行っていきます。

（２）重度訪問介護

サービス内容

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用時間］

対象者	利用者数／月	利用時間／月
障害者	77 人	21,988.5 時間

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	81 人	83 人	85 人
１か月あたりの総利用時間	23,635 時間	24,219 時間	24,802 時間

［算出方法］

１か月間あたりの総利用時間：１か月間あたりの利用者見込数×平均利用時間

［見込量の考え方］

過去の実績から、利用者数は毎年 ２ 人増とし、１ 人当たりの平均利用時間は 291.79 時間として算出しました。

また、平成 30(2018)年４月からの改正障害者総合支援法の施行により、医療機関での入院中も一定の支援が可能となることから、一定程度サービス利用が増加することも予想されます。

［サービス提供や確保の方策］

サービス量の決定については、居宅介護と同様の考えに基づき支給決定を行います。

サービス提供事業者は立川市内に 28 か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あり、また立川市以外の多摩地域に所在する事業者を利用する方も多く、需要に対して提供が大きく不足する状況ではありません。しかし、各事業所において介護

職員の不足などの問題も顕在化し、ヘルパーの確保が課題となっています。

安定的にサービス提供ができるよう、引き続き自立支援協議会等でヘルパー不足の問題について検討していき、障害特性を理解したヘルパーの養成を促していきます。

また、知的障害のある方や精神障害のある方の利用に関し、制度の内容や利用方法について周知を進めていきます。

（３）同行援護

サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用時間］

対象者	利用者数／月	利用時間／月
障害者・児	58 人	1,751.5 時間

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	59 人	59 人	59 人
１か月あたりの総利用時間	1,821 時間	1,821 時間	1,821 時間

［算出方法］

１か月間あたりの総利用時間：１か月間あたりの利用者見込数×平均利用時間

［見込量の考え方］

過去の実績から、利用者数・利用時間はほぼ横ばいで推移すると見込み、１人当たりの平均利用時間は 30.86 時間として算出しました。

サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、介護保険サービスと併せて利用する65歳以上の視覚障害者も含まれています。

高齢化等の進展に伴い利用ニーズが拡大することも考えられるため、今後も引き続き利用者・事業者等に制度の周知を進めていきます。

［サービス提供や確保の方策］

サービス量の決定については、居宅介護と同様の考え方で個別に支給決定を行います。

同行援護を提供する事業者は立川市内に 14 か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あり、地域生活支援事業の移動支援のサービスを提供している事業者が、概ね指定を取得しています。

（４）行動援護

サービス内容

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用時間、利用者数］

対象者	利用者数／月	利用時間／月
障害者	28 人	960.5 時間
障害児	６人	182.0 時間
計	34 人	1,142.5 時間

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	36 人	36 人	36 人
１か月あたりの総利用時間	1,230 時間	1,230 時間	1,230 時間

［算出方法］

１か月間あたりの総利用時間：１か月間あたりの利用者見込数×平均利用時間

［見込量の考え方］

過去の実績から、利用者数・利用時間はほぼ横ばいで推移すると見込み、１人当たりの平均利用時間は 34.16 時間として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

サービス量の決定については、居宅介護と同様の考えに基づき支給決定を行います。

行動援護を提供する事業者は立川市内に４か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あります。地域生活支援事業の移動支援を提供している事業者と比較して少なく、需要に対して提供が不足している状況です。このことは、行動援護に従事できるヘルパーやサービス提供責任者の資格や経験年数等の要件が厳しいことが影響していると考えられます。

担い手の確保の方策として、行動援護のヘルパー養成講習への参加等により、新たに事業者が指定を受けることなど、今後の状況を見守りながら必要な方策を検討していきます。

（５）重度障害者等包括支援

サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方につき、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護等の日中活動、短期入所、共同生活援助を包括的に提供します。

［平成 29(2017)年３月の利用時間、利用者数］

平成 29(2017)年３月現在、重度障害者等包括支援の利用者はいません。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	０人	０人	０人
１か月あたりの総利用時間	０時間	０時間	０時間

［算出方法］

１か月間あたりの総利用時間：１か月間あたりの利用者見込数×平均利用時間

［見込量の考え方］

平成 29(2017)年３月現在、重度障害者等包括支援の決定はありません。

［サービス提供や確保の方策］

サービス提供事業者は東京都全体で５か所（平成 29(2017)年 10 月現在）となっています。現在利用者はいませんが、国からの情報提供により今後の方策を検討していきます。

２　日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。施設の老朽化・耐震化対策に対応するための建て替え需要に対しては、日中活動の場の維持及び利用者の安全確保を基本的な視点として対応します。

（１）生活介護

サービス内容
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
生活介護	352 人	7,303 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	360 人	365 人	370 人
利用者見込量	7,380 日	7,483 日	7,585 日
市内事業実施箇所見込数	12 箇所	12 箇所	13 箇所

※障害児施設からの継続利用者（加齢児）を除く。

［算出方法］
利用者見込量　：　月間の利用人員（１か月あたりの利用者見込数）
×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］
過去の実績と特別支援学校卒業後の新規利用者を見込み、１人当たりの平均利用日数は 20.5 日として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

サービス提供事業者は立川市内に１２か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あります。

生活介護事業は、重度障害者の地域生活への移行を推進する観点から、引き続き、拡充を図る必要があります。

新規利用者の受け入れ枠確保のために、引き続き関係機関に働きかけを行うとともに、国庫補助、東京都包括補助等を活用して、新規に生活介護事業所の施設整備が進むように社会福祉法人等への働きかけを行います。

医療的ケアに対応できる生活介護事業については、平成 23(2011)年 2 月より、立川市総合福祉センター内で、立川市社会福祉協議会への補助事業として実施しております。

（２）自立訓練（機能訓練）

サービス内容
　自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーションや身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］
平成 29(2017)年３月現在、自立訓練（機能訓練）の利用者はいません。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	１人	１人	１人
利用者見込量	15 日	15 日	15 日

［算出方法］
利用者見込量　：　月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］
過去の実績及び平成 29(2017)年度の利用状況から、利用者数は１人とし、１人当たりの平均利用日数は 15 日として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］
平成 29(2017)年 10 月現在、市内には自立訓練（機能訓練）の障害福祉サービス事業所はなく、今後設立の予定もありません。現在利用者はいませんが、国からの情報提供により今後の方策を検討していきます。

（３）自立訓練（生活訓練）

サービス内容
　自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や入浴、排せつ、家事等の生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
生活訓練	39 人	441 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	37 人	37 人	37 人
利用者見込量	418 日	418 日	418 日
市内事業実施箇所見込数	４ 箇所	４ 箇所	４ 箇所

［算出方法］
　利用者見込量　：　月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］
　精神科病院等からの地域移行による新たな利用者のニーズが見込まれるものの、過去の実績及び平成 29(2017)年度の利用状況から、利用者数は 37 人、ほぼ横ばいで推移すると見込みました。１人当たりの平均利用日数は 11.3 日として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］
　サービス提供事業者は立川市内に４か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あります。就労や日中活動系サービスの継続的な利用の前段階としての、生活習慣の確立・定着に向けた役割があります。長期入院者が地域で生活するために必要な訓練を実施する生活訓練事業は、地域移行を推進する上で重要となることから、引き続き事業者の確保に努めていきます。

（４）就労移行支援

サービス内容
　一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
就労移行支援	52 人	889 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	56 人	58 人	60 人
利用者見込量	941 日	974 日	1,008 日
市内事業実施箇所見込数	10 箇所	10 箇所	10 箇所

［算出方法］
　利用者見込量　：　月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］
　過去の実績から利用者数は毎年２人程度増とし、１人当たりの平均利用日数は 16.8 日として算出しました。
　本市の利用状況は概ね増減がありませんが、株式会社の事業所が全国的に増加していることから、毎年２人程度の増加を見込み算定しました。国の基本指針では、平成 32(2020)年度末の利用者数について、平成 28(2016)年度末の利用者数の２割以上の増加を見込むこととしています。
　また、国の基本指針が目指す成果目標として、事業所ごとの就労移行率について、就労移行率が３割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の５割以上とすることを目指すとしており、本市においても同様の目標値を設定します。

［サービス提供や確保の方策］

サービス提供事業者は立川市内に９か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あります。一般就労への移行実績は事業所ごとに差があり、就労に向けた支援や訓練の内容等、サービス内容の質について指導や確認が必要となります。

今後、立川市障害者就労支援事業等と就労移行支援が連携して、就労準備、障害者と雇用とのマッチング、就労後の定着支援等が円滑に行われるよう支援体制の構築を図ります。あわせて、就労移行支援と他の日中活動系サービスとの移行がスムーズに行われるよう、市内障害福祉サービス事業所間での連携強化に努めます。

（５）就労継続支援Ａ型（雇用型）

サービス内容
　一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
就労継続支援Ａ型	18 人	364 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	18 人	18 人	18 人
利用者見込量	360 日	360 日	360 日
市内事業実施箇所見込数	２箇所	２箇所	２箇所

［算出方法］
　利用者見込量　：　月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］
　平成 29(2017)年３月現在、就労継続支援 A 型を利用している方は 18 名です。サービス提供事業者は立川市内に２か所（平成 29(2017)年 10 月現在）ありますが、利用者は市外の施設も利用しています。過去の実績から、利用者数・利用日数はほぼ横ばいとし、１人当たりの平均利用日数は 20 日として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］
　市外の事業所に通う利用者もいることから、事業所の情報収集・情報提供に努め今後も推移を見守っていきます。受注の拡大や工賃向上を図るため、市による物品購入等を促進します。

（６）就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

サービス内容
　一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばない就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
就労継続支援Ｂ型	412 人	6,812 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	422 人	427 人	432 人
利用者見込量	7,009 日	7,092 日	7,176 日
市内事業実施箇所見込数	24 箇所	24 箇所	24 箇所

※障害児施設からの継続利用者（加齢児）を除く。

［算出方法］

利用者見込量　：　月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

ここ数年は事業所の増加もあり利用者の大幅増となりましたが、現在は需要もほぼ満たされている状況となっているため、利用者数は毎年５人程度増とし、１人当たりの平均利用日数は 16.61 日として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

サービス提供事業者は、立川市内に 24 か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あります。

新規利用者の受け入れは、サービス提供事業者と利用者本人との利用にあたってのマッチングや、障害種別・障害の程度により利用が困難な場合もありますが、現段階ではサービス提供事業所には、概ね受入れ枠は残っております。

就労継続支援Ｂ型については、工賃の向上をはかりつつも、生きがいや社会的役割を担うなど、多様な働き方の充実が求められています。また、利用者や家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保が課題になっています。

（７）就労定着支援

サービス内容
　一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対して、就労の継続を図るために就労先・自宅等への訪問や必要な連絡調整・助言などを行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数］
平成 30(2018)年度から創設されるサービスのため、過去の実績はありません。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	15 人	30 人	45 人

［算出方法］
利用者見込数　：月間の利用人員

［見込量の考え方］
就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した者が対象となり、利用期間は最長で３年間となっています。
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した者の約 1/3 がサービスを利用すると見込み、算出しました。

［サービス提供や確保の方策］
実施主体となる日中活動系サービスを提供する指定事業者に対し、新たな指定の検討を促していきます。

（８）療養介護

サービス内容
　医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数］

サービス名	利用者数／月
療養介護	20 人

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	20 人	20 人	20 人

［算出方法］
利用者見込数：　月間の利用人員

［見込量の考え方］
　過去の実績から、利用者数に大きな変化はないものとし、月間利用人数は 20 人として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］
　対象となる施設は医療機関であり、本市に該当する施設はありません。過去の実績量から、大きく変化する見込みはありません。
　利用希望者については、東京都の入所調整とあわせて、遠隔地にある施設との連携を密にし、利用者の状況に応じた対応を進めていきます。

（９）短期入所

サービス内容
　自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所　福祉型

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
短期入所　福祉型	73 人	420 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	96 人	98 人	100 人
利用者見込量	587 日	599 日	611 日
市内事業実施箇所見込数	２箇所	２箇所	２箇所

［算出方法］

利用者見込量　：　月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

　介護する家族を支援するためのレスパイト利用、介護者の入院等のためのミドル利用、入所待機のためのロング利用など、ニーズは様々です。障害者の介護者を支援するサービスとしても、相当量の利用が見込まれることから、引き続き拡充を図る必要があります。利用者・利用日数とも増加すると見込みました。

　平成 29(2017)年度に市内に新規事業所が立ち上がり、また、既存の事業所の増床予定があることから、平成 30(2018)年度は 16 人、以降は毎年 2 人の増加を見込みました。過去の実績から 1 人当たりの平均利用日数は 6.11 日として算出しました。

短期入所　医療型

［平成 29(2017)年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
短期入所　医療型	21 人	144 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	22 人	22 人	22 人
利用者見込量	160 日	160 日	160 日

［算出方法］

利用者見込量　：　月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

過去の実績から、利用者数はほぼ横ばいとし、１ 人当たりの平均利用日数は 7.26 日として算出しました。

［サービス提供や確保の方策《短期入所（福祉型・医療型）》について）］

福祉型の施設は、立川市内に２か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あります。

医療型の施設は市内にはなく、今後の設置予定もありません。重症心身障害者（児）については、近隣市所在の医療機関を利用した短期入所が中心となっています。精神障害者に対しては、平成 18(2006)年度から市内のグループホームを利用した都型短期入所事業（法外）を実施しています。

３　居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は企業などでの就業や日中活動系サービスの利用をします。

（１）自立生活援助

サービス内容
障害者支援施設やグループホーム等から、地域で一人暮らしをしている方に対して定期的な巡回訪問や随時の対応により、地域生活を支援するための必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数］
平成 30(2018)年度から創設されるサービスのため、過去の実績はありません。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	５人	６人	７人
市内事業実施箇所見込数	３箇所	３箇所	３箇所

［算出方法］
利用者見込数：　月間の利用人員

［見込量の考え方］
自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方が対象となり、標準的な利用期間は１年間となっています。
本人の意思を尊重した地域生活を支援するためのサービスになります。病院からの退院後又はグループホームから退居後、単身生活へ移行した者の実績や、地域相談支援の利用者数等を勘案し、算出しました。
［サービス提供や確保の方策］
常時の連絡体制の確保などの課題を踏まえ、実施主体の対象となる事業者に対し、指定の検討を促していきます。

（２）共同生活援助（グループホーム）

サービス内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

［サービス実績量］（１か月あたり）

区　　分	平成27年度末(2015)	平成28年度末(2016)
共同生活援助利用人数	173 人	180 人

［サービス見込量］

区　　分	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)
１か月あたりの利用者見込数	203 人	208 人	213 人
市内事業実施箇所見込数	28 箇所	29 箇所	30 箇所

［算出方法］

利用者見込数　：　月間の利用人員

［見込量の考え方］

過去の実績と平成 29(2017)年度以降の新たなグループホームの設置予定を見込み、利用者数は平成 30(2018)年度 15 人増、以降は毎年 5 人増として算出しました。入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する数値、及び自宅からグループホームへ入居を希望している方の状況等について勘案しました。

［サービス提供や確保の方策］

グループホームは立川市内に 27 箇所（平成 29(2017)年 10 月現在）あり、また、市外に所在するグループホーム等を利用する方も多くいます。

グループホームの利用者数は、増加していますが、地域生活への移行を推進するためには、引き続きグループホームの整備を進める必要があります。

グループホームの利用を希望する方や、親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けることを願う保護者の方々に対し、機会あるごとに東京都の「障害者通所施設等整備費補助」の活用を紹介して、社会福祉法人、NPO 法人等の協力を得て設置の促進を図ります。

（３）施設入所支援

サービス内容

施設に入所する障害者に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援(主に夜間)を行います。

［サービス実績量］（１か月あたり）

区　　分	平成 27 年度末 (2015)	平成 28 年度末 (2016)
施設入所支援利用人数	112 人	114 人

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	114 人	114 人	114 人
市内事業実施箇所見込数	１ 箇所	１ 箇所	１ 箇所

※障害児施設からの継続利用者（加齢児）を除く。

［算出方法］

利用者見込数　：　月間の利用人員

［見込量の考え方］

過去の実績とグループホーム新設等を勘案し、利用者数は横ばいになると見込みました。

［サービス提供や確保の方策］

今後も新規に入所施設での支援が必要となる方がいる一方、一定程度の人数を施設から地域移行させることが求められます。現入所者の状況把握に一層努めていきます。また、民間活力の促進により同じ居住系サービスであるグループホームの設置を図ります。

施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現在の入所者に加え、待機者も一定数いるため、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消に努めていきます。

４　相談支援

（１）　計画相談支援

サービス内容

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し、変更等を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、事業者数］

サービス名	利用者数／月	指定特定相談支援事業者数
計画相談支援	209 人	10 箇所

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	219 人	224 人	229 人
指定特定相談支援事業者数	９箇所	10 箇所	10 箇所

［算出方法］

利用者見込数：各月（12 か月）のサービス利用支援と継続サービス利用支援の利用者数の平均

［見込量の考え方］

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を勘案して算出しました。原則として、ほぼ全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象とします。過去の実績から、利用者数は毎年５人程度増として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

指定特定相談支援事業所における利用計画作成を支援するため、相談支援事業所連絡会等を通して、計画作成の質の向上の支援、相談支援に係る課題の共有等、市としての協力体制作りを構築していきます。相談支援専門員が行うケアマネジメントにより、対象者にきめ細かい支援を行い、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。サービスの提供体制としては、介護保険事業者等に対して、指定特定相談支援事業の指定についての検討を促すことを通じて、相談支援の担い手の確保に努めていきます。

（２） 地域移行支援

サービス内容

障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している者に対し、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数］

サービス名	利用者数／月
地域移行支援	１人

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	２ 人	２ 人	２ 人
市内事業実施箇所見込数	３箇所	３箇所	３箇所

［算出方法］

利用者見込数　：各月（12 か月）の利用者数の平均

［見込量の考え方］

過去の実績から、利用者数は横ばいになると見込みました。

［サービス提供や確保の方策］

地域移行支援は、施設や病院に長期間入所等していた方が地域生活を始める上で重要なサービスのひとつとなります。

自立支援協議会の権利擁護専門部会や相談支援専門部会を中心に、市内の関係機関と有機的な連携を図り、地域の課題の集約をはかります。

（３） 地域定着支援

サービス内容
　居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数］
平成 29(2017)年３月現在、地域定着支援の利用者はいません。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	１人	４ 人	５人
市内事業実施箇所見込数	３箇所	３箇所	３箇所

［算出方法］
利用者見込数　：各月（12 か月）の利用者数の平均

［見込量の考え方］
過去の実績、また平成 30(2018)年度から新設される「自立生活援助」の利用後の地域定着支援の利用を考慮し、利用者数を算出しました。

［サービス提供や確保の方策］
地域定着支援は施設や病院に長期入所等していた方、又は一定の障害があって居宅で一人暮らしをしている方が地域生活を継続する上で重要なサービスのひとつとなります。
自立支援協議会の権利擁護・相談支援専門部会を中心に、市内の関係機関と有機的な連携を図り、サポート体制を構築します。

５　地域生活支援事業

地域生活支援事業の基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。また障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

（１）相談支援事業等

サービス内容

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

具体的な相談支援事業等は次のとおりとなります。

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 相談支援機能強化事業
- 市町村相談支援機能強化事業の設置（地域自立支援協議会）
- 居住サポート事業（住宅入居等支援事業）
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業

［サービス実施の有無等］

上記の事業については、基幹相談支援センター事業を除き、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度において継続して実施します。

［見込量の考え方］

○理解促進研修・啓発事業は、障害のある人もない人も参加でき、障害者と一緒に触れ合うことができる「ふれあいの広場」や、障害者の自立及び社会参

加の支援等に関する活動を行う民間の団体等で構成される実行委員会による障害者週間を開催し、市民の障害に対する理解を深めるとともに、障害者の社会参加の場を提供しています。

○自発的活動支援事業は、在宅の障害者やその家族の生活を支援するために、ピアカウンセラーによる相談をはじめとし、各種相談や情報提供を総合的に行います。また、地域の社会資源のコーディネート機能を担います。

○障害者相談支援事業は、障害福祉課窓口及び市内２か所の委託事業所により実施しています。**基幹相談支援センター**については、平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度において、設置に向けて検討していきます。

○市町村相談支援機能強化事業は、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応など相談支援機能の強化を図ることを目的とするもので、２か所の事業所で実施しています。

○居住サポート事業（住宅入居等支援事業）については、平成 19(2007)年度から立川市社会福祉協議会により、たちかわ入居支援福祉制度として開始しました。この事業により、公的保証人制度を活用した賃貸住宅等への入居を支援しています。

○地域自立支援協議会は、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健又は福祉関係業務従事者、教育又は雇用関係機関の職員、障害者団体、民生委員・児童委員、商工業関係者、学識経験者等で構成されています。また、様々な課題に対して協議や検討できるよう「相談支援専門部会」、「就労専門部会」、「権利擁護専門部会」、「地域移行専門部会」を設置しています。

○成年後見制度利用支援事業については、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

［サービス実績量］（１年間あたり）

サービス名	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
成年後見制度利用支援事業	３人	２人

［サービス見込量］（１年間あたり）

サービス名	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
成年後見制度利用支援事業	８人	10 人	12 人

［算出方法］

年間利用人数

○成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

［サービス提供や確保の方策］

今後も自立支援協議会等において、相談支援をはじめとする地域の障害福祉に関する課題を共有し、その課題を解決するための協議を続けていきます。

成年後見制度を本来の理念に沿うように改めるため、成年後見制度利用促進法が平成 28(2016)年に施行されており、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進を図っていきます。

（２）意思疎通支援事業

サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、コミュニケーションを図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

具体的な意思疎通支援事業は次のとおりとなります。

・手話通訳者設置事業
・手話通訳者派遣事業
・要約筆記者派遣事業

［サービス実績量］（１か月あたり）

区　　分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
手話通訳者設置事業人数	１人	１人
手話通訳者派遣実利用人数	24 人	24 人
手話通訳者延べ利用人数	57 人	62 人
要約筆記者派遣実利用人数	４人	３人
要約筆記者延べ利用人数	27 人	24 人

［サービス見込量］（１か月あたり）

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
手話通訳者設置事業見込数	１人	１人	１人
手話通訳者派遣実利用見込数	25 人	25 人	25 人
手話通訳者派遣延べ利用見込数	69 人	71 人	72 人
要約筆記者派遣実利用見込数	５人	５人	５人
要約筆記者派遣延べ利用見込数	25 人	25 人	25 人

［算出方法］

月間利用人員

［見込量の考え方］

手話通訳者設置事業については、手話通訳が出来る方を配置し、聴覚障害のある方との意思疎通の円滑化を図っています。

手話通訳者派遣の実利用見込数と延べ利用見込数は、年度ごとに大きな変化はなく、ほぼ安定しております。

過去の実績から、手話通訳及び要約筆記の実利用人数はほぼ横ばいで推移すると見込み算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

手話通訳者設置事業については、今後も現行の窓口配置を継続し、円滑に意思疎通を図ることができるようにしていきます。

手話通訳者派遣事業については、今後も引き続き手話通訳者養成講座を設けて、手話通訳者の確保を図りながら、（社）東京聴覚障害者福祉事業協会の東京手話通訳等派遣センター等への派遣業務委託を併用し、利用希望に円滑に対応できるようにしていきます。

要約筆記者派遣事業については、今後も東京手話通訳等派遣センターへの派遣業務委託を継続し、事業を実施していきます。

意思疎通支援事業の派遣依頼については、希望する方が障害福祉課へ、ファクス等により申請し、障害福祉課で手話通訳者や要約筆記者と日程の調整を図りながらサービスを提供しています。

（３）手話通訳者養成事業（手話奉仕員養成研修事業）

サービス内容
　意思疎通支援事業を担う人材を養成するため、手話通訳者養成講座を実施し、サービス提供がより円滑に行われることを目的とします。

［サービス実績量］（１年間あたり）

区　　分	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
手話通訳者登録者数	20 人	21 人

［サービス見込量］（１年間あたり）

区　　分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
手話通訳者登録者数	23 人	24 人	25 人

［算出方法］
　年間登録人員

［見込量の考え方］
　登録通訳者試験の受験要件は、市が行っている手話通訳者養成講座を終了した方及びそれと同等程度の手話能力を有している方となります。
　手話通訳者は様々な場面でも対応できることが必要なため、市が実施している登録通訳者試験に合格した方を登録者としており、高度の手話能力が求められることから、引き続き手話通訳者登録者の確保に努めていきます。

［サービス提供や確保の方策］
　現在は市に登録された手話通訳者で派遣事業に対応していますが、緊急利用や要請に十分応えられない場合もあることから、必要に応じて東京手話通訳等派遣センター等にも派遣業務を委託して手話通訳者を確保していきます。

（４）日常生活用具給付等事業

サービス内容
　重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

［サービス実績量］（１年間あたり）

区　　分	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)
介護・訓練支援用具	25 件	21 件
自立生活支援用具	44 件	55 件
在宅療養等支援用具	19 件	20 件
情報・意思疎通支援用具	32 件	28 件
排せつ管理支援用具	3,446 件	3,527 件
住宅改修費	5 件	7 件

※排せつ管理支援用具は１か月分を１件としてカウントしています。

［サービス見込量］（１年間あたり）

区　　分	平成 30 年度(2018)	平成 31 年度(2019)	平成 32 年度(2020)
介護・訓練支援用具	25 件	27 件	29 件
自立生活支援用具	59 件	61 件	63 件
在宅療養等支援用具	21 件	21 件	21 件
情報・意思疎通支援用具	30 件	30 件	30 件
排せつ管理支援用具	3,629 件	3,680 件	3,731 件
住宅改修費	7 件	7 件	7 件

※排せつ管理支援用具は１か月分を１件としてカウントしています。

［算出方法］

１年間あたりの給付件数

［見込量の考え方］

過去の実績から利用見込数を算定しました。

排せつ管理支援用具については、年々増加傾向にあるため毎年の伸び率を勘案して算定しました。

［サービス提供や確保の方策］

申請に基づき、要綱で定められた日常生活用具を給付、貸与します。

利用者の要望等を踏まえ、用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行っていきます。

（５）移動支援事業

サービス内容
　屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

［平成 29(2017)年３月の支給決定者数、決定時間］

障害・年齢区分	決定者数	実利用者数	決定時間	実利用時間
下肢障害	26 人	5 人	220 時間	24 時間
知的障害	369 人	189 人	7,895 時間	2,409 時間
精神障害	139 人	39 人	2,420 時間	365 時間
児童	49 人	15 人	1,100 時間	152 時間
高次脳機能障害	2 人	1 人	50 時間	21 時間
計	585 人	249 人	11,685 時間	2,970 時間

［サービス実績量］

区　　分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
１か月あたりの実利用者数	242 人	239 人
１か月あたりの延べ時間数	2,916 時間	2,849 時間

※各月（12 か月）の実績値の平均。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの実利用者見込数	241 人	242 人	243 人
１か月あたりの延べ時間数	2,925 時間	2,937 時間	2,949 時間

※各月（12 か月）の平均。

［見込量の考え方］
　移動支援事業の実利用者見込数及び１か月あたりの延べ時間数については、これまでの実績に今後の伸び率を考慮した上で算定しました。

［サービス提供や確保の方策］

移動支援事業は地域生活支援事業の一つとして、平成 18(2006)年 10 月にサービス提供を開始しました。支給決定については、障害区分別、年齢別で定めた支給基準により、支給量（時間）を決定しています。支給有効期間は最長１年間で、毎年 10 月に更新します。

サービス利用に伴う負担額は、世帯の課税状況（18 歳以上の方は本人と配偶者の課税状況）により、市民税課税世帯は事業費の１割、市民税非課税世帯と生活保護受給世帯は、利用者負担はありません。事業費は１時間あたり 1,800 円に設定してありますので、市民税課税世帯については１時間あたりの利用者負担は 180 円となります。

利用にあたって、希望する日時にサービスを受けられないことが多くなっています。このことは、移動支援に携わるヘルパー数が十分でないこと、知的障害の方の場合、仕事や障害福祉サービス事業所等が休みとなる土曜・日曜に利用が集中することが主な要因と考えられます。今後もガイドヘルパーの養成について事業者と検討を行い、必要な人数の確保に努めます。

［支給基準］　１か月に利用できる時間数は次のとおりです。

障害区分	時間数	備　　考
視覚障害者	50 時間	18 歳以上（同行援護決定者を除く）
知的障害者	25 時間	18 歳以上
精神障害者	25 時間	18 歳以上
障害児（高校生）	20 時間	８月は通常月の２倍（40 時間）
障害児（中学生）	20 時間	８月は通常月の２倍（40 時間）
障害児（小学生）	15 時間	８月は通常月の２倍（30 時間）
下肢障害者	10 時間	重度訪問介護、介護保険対象者を除く

（６）地域活動支援センター事業

サービス内容
　障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

［サービス実績量］

区　　分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
１か月あたりの実利用者数	67 人	72 人
市内事業実施箇所数	３箇所	３箇所

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの実利用者見込数	55 人	60 人	65 人
市内事業実施箇所見込数	２箇所	２箇所	２箇所

［算出方法］
　実利用者見込数：月間の利用人員

［見込量の考え方］
　平成 30(2018)年３月に事業所の減少が見込まれるため、他の給付事業へ移行する方を考慮するとともに、新たに全ての障害にも対応するため、利用者数の増加を見込んでおります。

［サービス提供や確保の方策］
　地域活動支援センターは、地域生活支援事業の体系に組み込まれているため国からの補助金は包括補助となっています。
　平成 30(2018)年度よりサービス提供体制の再編及び機能強化を図り、全ての障害に対応可能な地域活動支援センターを２箇所とする予定です。

（７）訪問入浴サービス事業

サービス内容

自宅での入浴が困難な障害者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

［サービス実績量］

区　　分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
１か月あたりの延べ利用日数	79 日	68 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	18 人	18 人	18 人
利用者見込量	72 日	72 日	72 日

［算出方法］

利用者見込量　：　月間の利用人員（１か月あたりの利用者見込数）
×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

利用人数については近年大きな変化がなく、実利用者が 20 人前後となっています。週 1 回のサービス提供となりますので、1 か月あたりの平均利用日数を実利用者見込数に乗じて算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

自宅での入浴が困難な障害者に対してサービスを提供します。

利用者負担は、所得税年額が 397,000 円以下の方は無料です。それを超える方は、1 回あたり 500 円となります。

（８）日中一時支援事業

サービス内容

在宅の心身障害者等を介護している保護者の方が、病気等の理由により家庭での介護が困難となった場合や、休息が必要となった場合に、登録している介護人が一時的に保護することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。

［サービス実績量］

区　　分	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)
１か月あたりの実利用者数（介護人家庭利用）	14人	13人
１か月あたりの実利用者数（施設利用）	22人	19人
施設利用実施箇所数	１箇所	１箇所

［サービス見込量］

区　　分	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	平成32年度(2020)
１か月あたりの実利用者見込数(介護人家庭利用)	11人	10人	９人
１か月あたりの実利用者見込数（施設利用）	19人	19人	19人
施設利用実施箇所数	１箇所	１箇所	１箇所

［見込量の考え方］

過去の実績及び、平成29(2017)年度の状況から、介護人家庭は毎年利用者１人減、施設利用は横ばいで推移すると見込み算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

利用形態は、介護人の家庭において保護する介護人家庭利用と、総合福祉センター内において、主に生活介護の利用時間外で保護する施設利用があります。

利用できる日数は１か月３回以内となります。

（９）更生訓練費給付事業

サービス内容

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び障害者総合支援法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

［サービス実績量］

区　　分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
１か月あたりの実利用者数	４人	６人

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの実利用者見込数	６人	６人	６人

［見込量の考え方］

身体障害者施設の利用者数はここ数年大きな変化がないため、現状の実績をもとに、１か月あたりの利用者見込数を算定しました。

［サービス提供や確保の方策］

障害者自立支援法（現行法では障害者総合支援法）の施行前は更生訓練費の給付は必須でしたが、法施行後は各自治体の判断で給付を行っています。

（１０）自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス内容
　自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

［サービス実績量］（１年間あたり）

サービス名	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
自動車運転免許取得助成	２件	３件
自動車改造助成	５件	６件

［サービス見込量］（１年間あたり）

サービス名	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
自動車運転免許取得助成	２件	２件	２件
自動車改造助成	５件	５件	５件

［算出方法］
　１年間あたりの助成件数

［見込量の考え方］
　自動車運転免許取得助成、自動車改造助成ともに過去の実績を踏まえて、算定しました。

［サービス提供や確保の方策］
　以前から実施していた制度が平成 18(2006)年度に地域生活支援事業へ移行しましたが、サービス提供については従前どおりとなっています。それぞれ必要な経費の一部または全部を基準に従い助成します。

（１１）声の広報発行事業

サービス内容
　文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、音訳により、「広報たちかわ」を声の広報として提供します。

［サービス実績量］

区　　分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)
提供件数（発行１回あたり）	26 件	24 件

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
提供件数（発行１回あたり）	26 件	26 件	26 件

［算出方法］
　広報発行１回あたりの提供件数

［見込量の考え方］
　提供実績件数は広報発行毎に若干の増減が見られますが、概ね、同一の方に定期的に提供していますので、実績からの概ねの平均をもとに、１回あたりの利用者見込数を算定しました。

［サービス提供や確保の方策］
　広報を音訳したＣＤやテープを対象者に郵送しています。

第５章　障害児通所支援等の見込み量

１　児童福祉法による障害児を対象としたサービス

児童福祉法による障害児を対象としたサービスは、保育園・学童保育所における障害児の支援や、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。この項では、本市における「障害児通所支援」と「障害児相談支援」の整備について扱います。

（１） 児童発達支援

サービス内容

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

［平成 29（2017）年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
児童発達支援	80 人	724 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度（2018）	平成 31 年度（2019）	平成 32 年度（2020）
１か月あたりの利用者見込数	106 人	116 人	126 人
利用者見込量	992 日	1,086 日	1,179 日
市内事業実施箇所見込数	６箇所	６箇所	６箇所

［算出方法］

利用者見込量： 月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

過去の実績及び平成 29(2017)年度の状況から、利用者数は毎年 10 人増とし、1 人当たりの平均利用日数は 9.36 日として算出しました。

［サービス提供や確保の方策］

サービス提供事業者は立川市内に 6 か所（平成 29(2017)年 10 月現在）あります。適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、サービス内容の質の確保を求めていきます。

（２）医療型児童発達支援

サービス内容
未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援のほか、医療の提供を行います。

［平成 29（2017）年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
医療型児童発達支援	３人	18 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度（2018）	平成 31 年度（2019）	平成 32 年度（2020）
１か月あたりの利用者見込数	３人	３人	３人
利用者見込量	12 日	12 日	12 日

［算出方法］

利用者見込量： 月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

過去の実績から、利用者数は横ばいとし、１人当たりの平均利用日数は４日として算出しました。潜在的な需要はありますが、医療機関に設置される通所施設となっており、利用できる事業所は限定され大幅に増加することは見込めません。

［サービス提供や確保の方策］

平成 29(2017)年 10 月現在、市内に事業所はありません。

適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、サービス内容の質の確保を求めていきます。

（３）放課後等デイサービス

サービス内容

就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

［平成 29（2017）年３月の利用者数、利用日数］

サービス名	利用者数／月	利用日数／月
放課後等デイサービス	181 人	2,601 日

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度（2018）	平成 31 年度（2019）	平成 32 年度（2020）
１か月あたりの利用者見込数	241 人	271 人	301 人
利用者見込量	3,167 日	3,561 日	3,955 日
市内事業実施箇所見込数	17 箇所	18 箇所	19 箇所

［算出方法］

利用者見込量：月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

過去の利用実績から利用者数は毎年 30 人増とし、直近の利用実績から１人当たりの平均利用日数は 13.14 日として算出しました。

放課後等デイサービスは潜在的な需要がある中で、事業所の新設・増設があり増加が見込まれます。

［サービス提供や確保の方策］

サービス提供事業者は立川市内に 15 か所（平成 29（2017）年 10 月現在）あります。平成 27（2015）年に厚生労働省は「放課後等デイサービスガイドライン」を策定し、平成 28（2016）年３月にはその遵守の徹底を通達しているので、事業所交流会などを通じて、ガイドラインの遵守と支援の質の向上を求めています。

（４）保育所等訪問支援

サービス内容

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

［平成 29 (2017)年３月の利用者数、利用日数］

平成 29(2017)年３月現在、保育所等訪問支援の利用者はいません。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	１人	２人	３人
利用者見込量	２日	６日	９日
市内事業実施箇所見込数	０箇所	１箇所	２箇所

［算出方法］

利用者見込量 ： 月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［見込量の考え方］

平成 29(2017)年度に新規の支給決定がありました。平成 31(2019)年度より毎年１人の利用増加を見込みます。

［サービス提供や確保の方策］

立川市第５次障害者計画では、理念として「障害のある人もない人も、共に生きる社会～地域の一員として自分らしく心豊かに暮らせる社会の実現～」が掲げられています。計画の理念を踏まえると地元の保育園・幼稚園等で過ごせる環境を整えることが必要であると考えられます。そのためには、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援の指定事業所の整備が必要になります。

平成 29(2017)年 10 月現在、市内には保育所等訪問支援の事業所はありませんが、実施可能と見込まれる事業所と事業所指定等について検討し、保育園・保育所の受入れや制度の周知を図ります。

（５）居宅訪問型児童発達支援

サービス内容
　重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

［平成 29 (2017)年３月の利用者数、利用日数］
平成 30(2018)年度から創設されるサービスのため、過去の実績はありません。

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
１か月あたりの利用者見込数	０人	１人	１人
利用者見込量	０日	４日	４日

［算出方法］
利用者見込量 ： 月間の利用人員×一人１か月あたりの平均利用日数

［サービス提供や確保の方策］
　現在重症心身障害児の児童発達支援を提供している事業者に対し、指定の検討を促していきます。

（６）障害児相談支援

サービス内容

利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。その後は、一定期間ごとにモニタリングを行い、必要に応じて障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。

［平成 29(2017)年３月の利用者数、事業所数］

サービス名	利用者数／月	指定障害児相談支援事業者数
障害児相談支援	47 人	６箇所

［サービス見込量］

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用見込数	81 人	98 人	115 人
指定障害児相談支援事業者数	６箇所	７箇所	７箇所

［算出方法］

利用者見込数：各月（12 か月）の障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助の利用者数の平均

［見込量の考え方］

障害児通所支援の利用者数を勘案し、過去の実績から、利用者数は毎年 17 人増として算出しました。原則としてほぼ全ての障害児通所支援の利用者を対象とします。

［サービス提供や確保の方策］

障害児相談支援事業所における利用計画作成を支援するため、相談支援事業所連絡会等を通して、計画作成の質の向上への支援、相談支援に係る課題の共有等、市としての協力体制づくりを構築していきます。

障害児通所支援は、障害児が身近な地域において専門的な療育や発達支援を受けるために必要なサービスであり、障害児一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。したがって、相談支援専門員が行うケアマネジメントにより、対象者にきめ細かい支援を行い、個々の利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めていきます。

（７）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス内容

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整する職員を配置するものです。

［サービス見込量］（１か月あたり）

区　　分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
見込配置数	０人	０人	１人

［サービス提供や確保の方策］

平成 30(2018)年度から新たに位置づけられる取組みです。

コーディネーターの役割や配置に向けた検討を行い、東京都の養成研修実施等の動向を踏まえながら、障害児相談支援事業所との連携により、今後の方策を検討していきます。

２　障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について

「第３次 夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」の中で、保育園や幼稚園等における一人ひとりに配慮した保育や学びの提供として、「保育園や幼稚園において、保育士等の加配などにより、一人ひとりに配慮した保育や学びを提供する」、「学童保育所においても、引き続き、障害を抱える児童の受け入れに取り組むとともに、総合福祉センター学童保育所においては、一人ひとりの成長に合わせた自立への支援を行う」としています。

また、平成 29(2017)年３月に策定した立川市発達支援計画では、「どの子も地域で安心して過ごしていけるように、すべての機関の連携とコーディネートの力を強化し、途切れ・すき間のない子ども支援・発達支援を目指す」とし、保育所では、「保護者が保育を必要としており、障害の程度が中・軽度で集団保育が可能な乳幼児については、継続して保育園の入園を行う」、「幼稚園への障害児の入園については、幼稚園が子どもの状態と保護者の意向を踏まえたうえで、保護者の理解を得ながら判断する」とし、認可保育園全園で障害児を受け入れています。

認可保育園や幼稚園、学童保育所を対象に、巡回保育相談等を実施し、障害児を受け入れている保育園等を支援しています。

（１）保育所

［障害児利用状況］　　各年度４月時点

項　　目	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
利用障害児童数	120 人	116 人	113 人
園数	30 箇所	31 箇所	33 箇所

［利用見込量］

項　　目	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用見込み障害児童数	120 人	120 人	120 人

（２）認定こども園

［障害児利用状況］　　各年度５月１日時点

項　　目	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
利用障害児童数	０人	０人	０人
園数	０箇所	０箇所	０箇所

［利用見込量］

項　　目	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用見込み障害児童数	３人	６人	６人

※平成 30(2018)年度、平成 31(2019)年度より各１園幼稚園から移行の予定があります

（３）幼稚園

［障害児利用状況］　　各年度５月１日時点

項　　目	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
利用障害児童数	19 人	21 人	33 人
園数	11 箇所	11 箇所	11 箇所

［利用見込量］

項　　目	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用見込み障害児童数	33 人	33 人	33 人

※別途、認定類似施設が１園あります。

（４）放課後児童健全育成事業 （学童保育）

サービス内容
放課後に帰宅しても、保護者が仕事等で適切に保育できない家庭の児童を安全に保育する施設です。

［障害児利用状況］ 各年度４月１日時点

項　　目	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
在籍可能障害児童数	66 人	66 人	66 人
利用障害児童数	30 人	34 人	41 人
学童保育所数	32 箇所	32 箇所	35 箇所

［利用見込量］

項　　目	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
利用見込み障害児童数	47 人	53 人	59 人

第６章　計画の進行管理

１　ＰＤＣＡサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法第 88 条の２においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

PDCAサイクルとは計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実施する（Act）という行程を継続的に繰り返す仕組みです。これらの一連の流れの中から、何が起こっているのか、その背景にあるもの等を学習し、取り組みの向上を目指します。

２　計画におけるＰＤＣＡサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセスは、以下の通りとします。

○計画目標を達成させるため、事業者やボランティア、ＮＰＯ法人等関係機関、市内商工会、民生委員・児童委員、関係団体との連携が図れるよう、自立支援協議会においてネットワークの構築について検討を進めます。

○成果目標及び活動指標については、少なくとも１年に１回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

○中間評価の際には、障害者施策推進委員会及び自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

３　活動指標

成果目標の達成に向け、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業等について、サービスや事業の見込量を活動指標として設定しています。その確保の状況については、成果目標とともに、分析・評価していきます。

４　ＰＤＣＡサイクルのイメージ

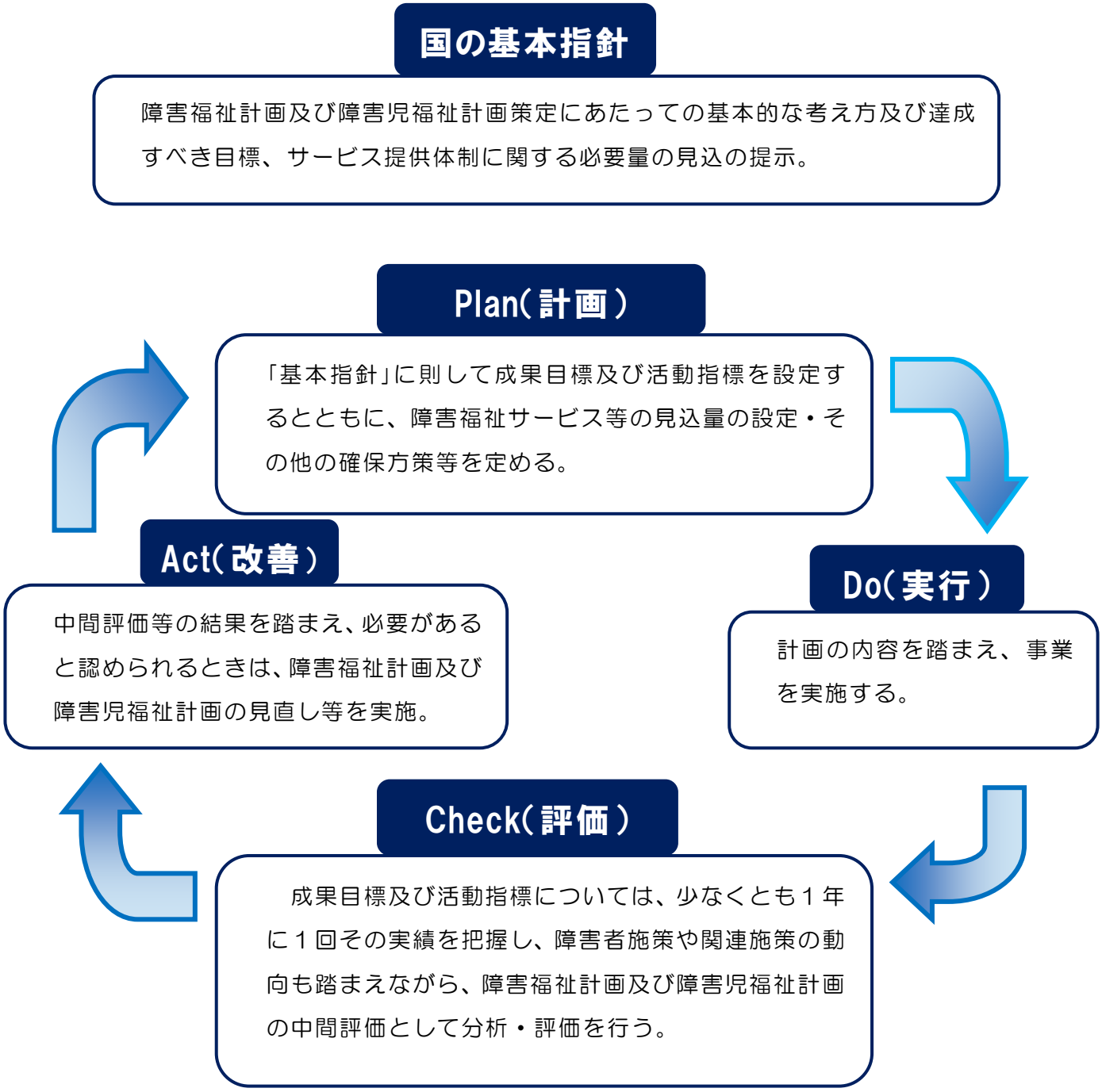

参考資料

平成　　年度　ＰＤＣＡサイクル評価・改善管理シート

（平成　　年　　月 評価実施）

成 果 目 標	

計画↓実施

目標値

目　　標	H30	H31	H32
①			
②			

実績【参考】

目　　標	H27	H28	H29
①			
②			

主な活動指標

○活動指標等の一覧

活 動 指 標		H30	H31	H32
①	見込			
	実績			
②	見込			
	実績			

評 価	【評価】 【改善方策（案）】
障害者施策推進委員会意見	
自立支援協議会意見	
改善策	

資　料　編

立川市第４期障害福祉計画の目標値に対する実績

＜重点目標＞

項目	単位	計画値			実績値			備考
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
入所施設の入所者の地域生活への移行	人	-	-	15	2	0		平成25年度末時点の入所者のうちの移行数
地域生活支援拠点等の整備	箇所	-	-	1	0	0		
福祉的就労から一般就労への移行	人	-	-	50	42	41		
就労移行支援事業所の就労移行率	%	-	-	50.0	12.5	25.0		就労移行率が3割以上の割合

＜障害福祉サービス＞

分類	サービス種別	単位	計画値			実績値			備考
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問系サービス	居宅介護	人	321	345	369	269	269		月間利用人員
		時間	5,778	6,210	6,642	4,192	3,964		月間総利用時間
	重度訪問介護	人	76	78	80	75	77		月間利用人員
		時間	23,788	25,116	26,480	22,148	21,989		月間総利用時間
	同行援護	人	58	58	58	60	58		月間利用人員
		時間	1,972	1,972	1,972	1,805	1,752		月間総利用時間
	行動援護	人	40	42	44	38	34		月間利用人員
		時間	1,520	1,596	1,672	1,211	1,143		月間総利用時間
	重度障害者等包括支援	人	1	1	1	0	0		月間利用人員
		時間	250	250	250	0	0		月間総利用時間
日中活動系サービス	生活介護	人	346	353	360	349	352		月間利用人員
		日	6,920	7,060	7,200	7,106	7,303		月間利用日数
	自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1	1	0		月間利用人員
		日	15	15	15	18	0		月間利用日数
	自立訓練（生活訓練）	人	61	66	71	35	39		月間利用人員
		日	732	792	852	395	441		月間利用日数
	就労移行支援	人	40	42	44	50	52		月間利用人員
		日	680	714	748	819	889		月間利用日数
	就労継続支援Ａ型	人	13	15	17	13	18		月間利用人員
		日	260	300	340	268	364		月間利用日数
	就労継続支援Ｂ型	人	339	347	355	390	412		月間利用人員
		日	5,424	5,552	5,680	6,502	6,812		月間利用日数
	療養介護	人	19	19	19	19	20		月間利用人員
	短期入所（福祉型）	人	64	68	78	53	73		月間利用人員
		日	512	544	624	307	420		月間利用日数
	短期入所（医療型）	人	15	16	17	25	21		月間利用人員
		日	135	144	153	178	144		月間利用日数
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	人	194	213	232	173	180		月間利用人員
	施設入所支援	人	108	107	105	112	114		月間利用人員
その他サービス	計画相談支援	人	180	190	200	218	209		月間利用人員
	地域移行支援	人	5	5	6	3	3		年間延べ利用人員
	地域定着支援	人	2	2	3	1	0		年間延べ利用人員

＜障害児通所支援等＞

サービス種別	単位	計画値			実績値			備考
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
児童発達支援	人	48	53	58	49	80		月間利用人員
	日	480	530	580	494	724		月間利用日数
医療型児童発達支援	人	2	3	4	2	3		月間利用人員
	日	10	15	20	7	18		月間利用日数
放課後等デイサービス	人	138	153	163	145	181		月間利用人員
	日	2,070	3,060	3,260	1,986	2,601		月間利用日数
保育所等訪問支援	人	1	1	1	0	0		月間利用人員
	日	3	3	3	0	0		月間利用日数
障害児相談支援	人	25	30	32	29	47		月間利用人員

＜地域生活支援事業＞

分類	サービス種別	単位	計画値			実績値			備考
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
相談支援事業等	理解促進研修・啓発事業	有無	実施	実施	実施	実施	実施		ふれあいの広場 障害者週間
	自発的活動支援事業	有無	実施	実施	実施	実施	実施		
	相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3		
	相談支援機能強化事業	有無	実施	実施	実施	実施	実施		
	居住サポート事業 （住宅入居等支援事業）	有無	実施	実施	実施	実施	実施		立川市社会福祉協議会へ保証人を委託
	成年後見制度 利用支援事業	人	1	1	1	3	2		年間利用人数
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1		配置人員
	手話通訳者派遣事業	人	15	20	20	24	24		月間実利用人員
	要約筆記者派遣事業	人	7	10	10	4	3		月間実利用人員
手話通訳者養成事業		人	20	21	22	20	21		年間登録者数
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	35	35	35	25	21		年間給付件数
	自立生活支援用具	件	70	70	70	44	55		年間給付件数
	在宅療養等支援用具	件	28	30	32	19	20		年間給付件数
	情報・意思疎通支援用具	件	45	50	55	32	28		年間給付件数
	排せつ管理支援用具	件	4,900	4,930	4,960	3,446	3,527		年間給付件数
	住宅改修費	件	15	15	15	5	7		年間給付件数
移動支援事業		人	250	260	270	242	239		月間実利用人員
		時間	3,100	3,150	3,200	2,916	2,849		月間延べ時間
地域活動支援センター事業		人	65	65	65	67	72		月間実利用人員
		箇所	3	3	3	3	3		市内事業実施箇所
訪問入浴サービス事業		日	90	90	90	79	68		月間利用日数
日中一時支援事業（介護人）		人	27	29	31	14	13		月間利用人員
日中一時支援事業（施設）		人	11	12	13	22	19		月間利用人員
更生訓練費給付事業		人	6	6	6	4	6		月間利用人員
自動車運転免許取得助成事業		件	2	2	2	2	3		年間助成件数
自動車改造助成事業		件	4	4	4	5	6		年間助成件数
声の広報発行事業		件	35	35	35	26	24		1回あたり提供件数

市内の０歳～14 歳児の人口推移

各年４月１日時点

年齢	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
０歳	1,417 人	1,471 人	1,428 人
１歳	1,445 人	1,476 人	1,522 人
２歳	1,488 人	1,474 人	1,525 人
３歳	1,476 人	1,497 人	1,517 人
４歳	1,481 人	1,468 人	1,505 人
５歳	1,483 人	1,485 人	1,482 人
６歳	1,482 人	1,471 人	1,504 人
７歳	1,500 人	1,481 人	1,486 人
８歳	1,502 人	1,506 人	1,502 人
９歳	1,441 人	1,503 人	1,520 人
10 歳	1,486 人	1,449 人	1,502 人
11 歳	1,539 人	1,494 人	1,458 人
12 歳	1,565 人	1,568 人	1,497 人
13 歳	1,487 人	1,568 人	1,576 人
14 歳	1,551 人	1,491 人	1,570 人

市内特別支援学級等の児童・生徒の在籍状況

各年度５月１日時点

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特別支援学級（小学校）	92 人	99 人	111 人
特別支援学級（中学校）	55 人	54 人	53 人
特別支援教室・通級指導（情緒障害等・小）	172 人	204 人	233 人
特別支援教室・通級指導（難聴言語・小）	120 人	115 人	115 人
通級指導学級（情緒障害等・中）	34 人	29 人	37 人

特別支援学校等の生徒数・進路先状況

	高等部生徒数（平成 29 年９月）				平成 29 年度卒業生進路見込			
学　校　名	１年生	２年生	３年生	合計	一般	福祉	生活介護	その他
八王子盲学校	０人	１人	０人	１人	０人	０人	０人	０人
立川ろう学校（普通科）	０人	２人	２人	４人	０人	１人	０人	１人
立川ろう学校（専攻科）	０人	２人		２人	２人	０人	０人	０人
村山特別支援学校	２人	４人	２人	８人	０人	０人	２人	０人
府中けやきの森学園	１人	０人	０人	１人	０人	０人	０人	０人
武蔵台学園	15 人	14 人	12 人	41 人	４人	４人	３人	１人
羽村特別支援学校	４人	４人	２人	10 人	０人	１人	１人	０人
南大沢学園	３人	３人	１人	７人	１人	０人	０人	０人
青峰学園	２人	７人	３人	12 人	３人	０人	０人	０人
あきる野学園	０人	１人	０人	１人	０人	０人	０人	０人
合計	27 人	38 人	22 人	87 人	10 人	６人	６人	２人

※立川ろう学校（専攻科）は２年制　　※一般：一般就労、福祉：福祉的就労

	平成 28 年度卒業生進路			
学　校　名	一般	福祉	生活介護	その他
八王子盲学校	０人	０人	０人	０人
立川ろう学校（普通科）	１人	０人	０人	２人
立川ろう学校（専攻科）	１人	０人	０人	０人
村山特別支援学校	０人	０人	６人	２人
府中けやきの森学園	０人	０人	０人	０人
武蔵台学園	５人	５人	１人	２人
羽村特別支援学校	１人	１人	０人	１人
南大沢学園	１人	０人	０人	０人
青峰学園	３人	０人	０人	０人
あきる野学園	０人	０人	０人	０人
合計	12 人	６人	７人	７人

※一般：一般就労、福祉：福祉的就労

第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画策定に向けた会議等の経過

１　平成 29（2017）年度　立川市障害者施策推進委員会

開催日程・議事内容

回	開　催　日　程	議　事　内　容
第１回	平成 29（2017）年 5月 15 日（月）	・国の基本指針の見直しについて ・アンケート調査票について
第２回	平成 29（2017）年 10 月 10 日（火）	・成果目標及び活動指標（たたき台）について ・アンケート調査結果の概要について
第３回	平成 29（2017）年 11 月 13 日（月）	・第５期障害福祉計画等素案（たたき台）について
第４回	平成 30（2018）年 2月８日（木）	・第５期障害福祉計画等（素案）について ・市民意見公募の結果と市の対応について

委員名簿（敬称省略）

役　職	氏　名	所　属
委員長	石渡　和実	東洋英和女学院大学大学院教授
副委員長	山本　繁樹	立川市社会福祉協議会
委　員	河野　はるみ	立川市民生委員・児童委員協議会
委　員	川﨑　淳子	立川市教育委員会
委　員	小川　真理	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
委　員	松本　冨士子	立川市手をつなぐ親の会
委　員	岡田　治	立川精神障害者家族会立川麦の会
委　員	山本　俊爾	立川精神障害福祉サービス連絡会
委　員	滝　富加	立川市視覚障害者福祉協会
委　員	朝野　芳嗣	立川市聴覚障害者協会
委　員	奥山　葉月	自立生活センター・立川
委　員	加藤　みどり	公募市民
委　員	岩田　千亜紀	公募市民
委　員	渡邉　健太	公募市民

2　平成 29（2017）年度　立川市自立支援協議会

開催日程・議事内容

回	開　催　日　程	議　事　内　容
第１回	平成 29（2017）年5月 19 日（金）	・国の基本指針の見直しについて ・アンケート調査票について
第２回	平成 29（2017）年 8月 24 日（木）	・第５期障害福祉計画等の概要について ・アンケート調査結果の概要について
第３回	平成 29（2017）年 10 月 31 日（火）	・成果目標及び活動指標（たたき台）について
第４回	平成 30（2018）年 2月９日（金）	・第５期障害福祉計画等（素案）について ・市民意見公募の結果と市の対応について

委員名簿（敬称省略）

役　職	氏　名	所　属
会　長	寺田　悦子	多摩在宅支援センター円
副会長	加瀬　進	東京学芸大学教授
委　員	奥山　葉月	自立生活センター・立川（相談支援）
委　員	山田　克美	相談支援事業所　暖
委　員	丸　紀子	三多摩福祉会・コスモス立川
委　員	岡部　俊一	立川市社会福祉協議会
委　員	宮本　浩史	立川福祉作業所
委　員	木村　憲介	グループホーム　いろりん
委　員	村井　やす子	多摩立川保健所
委　員	小泉　久美子	立川公共職業安定所
委　員	野口　浩一	都立武蔵台学園
委　員	柴　和範	民生委員・児童委員
委　員	井上　貴央	自立生活センター・立川（就労支援）
委　員	小林　仁志	株式会社　いなげやウイング
委　員	柳沢　真理	立川商工会議所
委　員	山本　繁樹	地域あんしんセンターたちかわ
委　員	横平　貫志	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
委　員	松本　冨士子	立川市手をつなぐ親の会
委　員	岡田　治	立川精神障害者家族会立川麦の会
委　員	中田　雅久	多摩の森総合法律事務所
委　員	中村　誠	曙クリニック
委　員	小林　邦子	立川市立第九小学校
委　員	髙木　基夫	立川警察署
委　員	宮　さおり	
委　員	下防　さか江	

３　立川市障害者計画等策定連絡会

開催日程・議事内容

回	開　催　日　程	議　事　内　容
第１回	平成 29（2017）年9月 15 日（金）	・第５期障害福祉計画等の概要について ・国の基本指針の見直しについて ・アンケート調査結果の概要について
第２回	平成 29（2017）年 10 月 13 日（金）	・成果目標及び活動指標（たたき台）について
第３回	平成 29（2017）年 10 月 27 日（金）	・第５期障害福祉計画等素案（たたき台）について
第４回	平成 30（2018）年１月 24 日（水）	・第５期障害福祉計画等（素案）について ・市民意見公募の結果と市の対応について

委員職名

会　長　福祉保健部長

副会長　子ども家庭部長、保健医療担当部長

委　員　総合政策部企画政策課長、総合政策部行政経営課長、財務部財政課長、
子ども家庭部子育て推進課長、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、
子ども家庭部子ども育成課長、子ども家庭部保育課長、福祉保健部福祉総務課長、
福祉保健部障害福祉課長、福祉保健部健康推進課長、教育委員会事務局教育部指導課長、
教育委員会事務局教育部教育支援課長、教育委員会事務局統括指導主事

４　市民意見公募の実施について

市民の皆様から広く意見をいただき、計画策定の重要な検討資料とするため、意見募集を行いました。

（１）実施機関

平成 29(2017)年 12 月 18 日（月）から、平成 30(2018)年１月 12 日（金）までの 26 日間

（２）募集案内

福祉保健部障害福祉課窓口（市役所１番窓口）、市政情報コーナー（市役所３階）、
窓口サービスセンター、女性総合センター、子ども未来センター、
総合福祉センター（立川市社会福祉協議会）、
各連絡所（４か所）、各学習館（６か所）、各図書館（９か所）及び立川市ホームページ

（３）募集方法

郵送、ファックス、Ｅメール、市ホームページの専用フォーム、障害福祉課窓口

（４）募集結果

１名の方から合計８件のご意見をいただきました。ご意見の内容と市の考え方については、市ホームページで閲覧できるようにしました。

立川市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画
〔平成 30（2018）～平成 32（2020）年度〕

平成 30(2018)年３月

発行　立川市
編集　立川市福祉保健部障害福祉課
〒190-8666　立川市泉町 1156 番地の９
ＴＥＬ　042-523-2111（代表）